

令和4年第1回北竜町議会臨時会

令和4年1月28日（金曜日）

○議事日程

- | | |
|-----|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸般の報告 |
| 第 4 | 行政報告 |
| 第 5 | 議案第1号 令和3年度北竜町一般会計補正予算（第9号）について |
| 第 6 | 議案第2号 令和3年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第5号）について |
| 第 7 | 議案第3号 令和3年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）について |
| 第 8 | 発議第1号 令和4年度の米政策に関する意見書について |

○出席議員（8名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 中村尚一君 | 2番 尾崎圭子君 |
| 3番 北島勝美君 | 4番 小松正美君 |
| 5番 小坂一行君 | 6番 松永毅君 |
| 7番 藤井雅仁君 | 8番 佐々木康宏君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|-------------------------|----------|
| 町 長 | 佐野 豊 君 |
| 副 町 長 | 高橋 利昌 君 |
| 教 育 長 | 有馬 一志 君 |
| 総務課長 | 南波 肇 君 |
| 住民課長 | 細川 直洋 君 |
| 建設課長 | 奥田 正章 君 |
| 産業課長
兼ひまわりプロジェクト推進室長 | 続木 敬子 君 |
| 農業委員会
事務局 長 | 川本 弥生 君 |
| 教育課長 | 井口 純一 君 |
| 会計管理者 | 北清 広恵 君 |
| 永楽園 長 | 東海林 孝行 君 |
| 総務課補佐 | 高橋 克嘉 君 |

○出席事務局職員

事 務 局 長	高 橋 淳 君
書 記	杉 本 佳 奈 君

◎開会の宣告

○議長（佐々木康宏君）

おはようございます。第1回臨時会よろしく願いいたします。

ただいま出席している議員は、8名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第1回北竜町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木康宏君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、1番、中村議員及び2番、尾崎議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐々木康宏君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐々木康宏君）

日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出された案件は、議案3件、発議1件であります。

次に、本臨時会に説明員として、佐野町長、高橋副町長、有馬教育長、南波総務課長、細川住民課長、奥田建設課長、東海林永楽園園長、續木産業課長兼ひまわりプロジェクト推進室長、川本農業委員会事務局長、井口教育課長、北清会計管理者、高橋克嘉総務課補佐が出席いたします。本会議の書記として、高橋淳局長、杉本書記を配します。

次に、議長会務報告につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しのうえ、ご了承賜りたいと存じます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（佐々木康宏君）

日程第4、行政報告を行います。

佐野町長。

○町長（佐野豊君）

令和4年第1回臨時会行政報告を申し上げます。

最初に総務課より令和3年度普通交付税の再算定結果についてであります。国の令和3年度補正予算（第1号）が成立したことに伴い、令和3年度の普通交付税の再算定が行われ、北竜町の普通交付税決定額は1,572,120千円となり、当初算定額と比べて50,981千円(3.4%)の増となったところであります。増加の主な要因としては、基準財政需要額の算定において、令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金積立に要する経費を措置するため、「臨時財政対策債償還基金費」が創設され、15,456千円が皆増したこと、また、国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担を措置するため、「臨時経済対策費」が創設され、34,328千円が皆増したことによるものであります。当初算定額と今回の決定額との差額分を補正予算に計上しておりますので、ご審議賜りますよう宜しくお願いをいたします。

次に企画振興課より自治体DX推進事業について、従来アナログであったデータを、デジタル化することにより、データの共有、相互送信、分析が容易になり、様々な新しいものが生まれる状況をDX、いわゆるデジタル・トランスフォーメーションと呼ばれています。国は昨年5月にデジタル社会に関しての基本理念や施策の基本方針を定めた「デジタル社会形成基本法」や、新設のデジタル庁に関する「デジタル庁設置法」、官・民統一の個人情報保護制度とする「デジタル社会形成整備法」、自治体ごとに仕様が異なっている情報システムを標準化する「地方公共団体情報システム標準化法」などを制定しました。

また、昨年12月には総務省により「自治体DX推進計画」が発出され、自治体に取り組むべき事項・内容を具体化することにより、デジタル社会構築に向けた取り組みを各自治体が足並みをそろえて進める方針が示されました。本町におきましても、体制の構築を図り、マイナンバーカードの更なる普及促進、行政手続きのオンライン化、押印廃止、各種申請の電子化、公文書のデジタル化などを早期に取り組むべく、推進計画の策定業務及び行政手続きの簡素化の第一歩として、押印廃止に関する業務の洗い出しを行うと共に例規整備も行う補正予算を計上しておりますので、ご審議賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

同じく企画振興課より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、国の補正予算として、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が11月19日に閣議決定され、12月20日に成立致しました。地方自治体向けの臨時交付金も1.2兆円拡充され、各都道府県、市町村への交付限度額の配分が、12月27日に行われ、本町へは地方単独分として50,198千円の配分がなされたところであります。

現在、対象事業の精査を行っておりますが、早急な対応を要する3事業、1,368千円を追加補正予算として計上致しておりますので、ご審議賜りますよう宜しくお願いをいたします。なお、今回の臨時交付金の残額については、令和4年度事業として、国において本省繰り越しされる事となっております。

次に住民課より住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてであります。国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、町民税均等割が非課税である世帯に対し、一世帯当たり十萬円の給付金を支給するとされたところであります。

本給付金については、基準日において世帯全員の住民税均等割が非課税の世帯及び、令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、世帯全員の収入見込み額が住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯が対象となっております。つきましては、支給に係る経費を補正予算として計上しておりますのでご審議賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

同じく住民課よりやわら保育円床暖房制御三方弁の修繕について、昨年12月、保育円床暖房を調整する三方弁が床下の浸水により故障している状況が判明しました。応急処置として手動により三方弁を操作し、床暖房を復旧させたところであります。適切な室温調整を可能とするためには、早急に修繕が必要なため、修繕工事に係る経費を補正予算として計上しておりますのでご審議賜りますよう宜しくお願いいたします。

最後に建設課より町道及び公共施設駐車場等除雪費についてであります。本年度の降雪状況につきましては、12月中旬にまとまった雪が降り、以降本格的な冬となりました。連日の降雪に加え大雪の日もあったことから、1月20日現在の累積降雪量は507cmと過去10年間で2番目に多い年となっております。

除排雪作業では年末及び1月中旬の湿った大雪が大きく影響し、作業量が例年よりも増え、加えて燃料費も高騰していることから当初予算よりも費用が大きく嵩んでいる状況にあります。つきましては安全な町道の幅員及び公共施設駐車場確保を行いたく、必要経費を補正予算に計上しておりますので、ご審議賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上行政報告といたします。

○議長（佐々木康宏君）

7番 藤井議員

○7番（藤井雅仁君）

町長にお伺いします。新型コロナウイルス感染について北竜町の感染者は6名と道新に先日公表されておりました。当町住民に対する説明として許す範囲内において、防災無線等での周知感染拡大防止のための周知というものが需要ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

現在、まん延防止等重点措置間です。住民としては、新聞でいきなり6名という数字が出てきて、過去の流れにおいて、0の時の対応と今回の対応とは大きな開きがあります。ましてやこの6名というのは、深川市出ている数値で比べると人口比で見るとかなり大きなものだという風に考えておりますが、本日の行政報告においても行われておりませんが、この点を町長はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木康宏君）

行政報告に対する緊急質問という扱いにしたいと思います。そして今日は臨時会でありますので、それは許されるのでありますから、宜しくお願いいたします。議員のみなさんよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

町長お答えできるのであれば、お願いします。

○町長（佐野豊君）

今回、北竜町において6名の方が感染したという事で報道されております。私どもも1月14日以降、対策本部を何度も開きながら幹部職員と協議して参りました。ひとつには、保健所の方からマスコミの取材やあらゆる所からの質問に対しては『「保健所が対応しているの。」という事で処理しなさい』という指導がありました。ただ、私どもも昨年、防災無線でコロナが全道的に広まって緊急事態宣言も発出されていることで、ひまわり祭りを中止するという事を無線で報告したところではありますが、今回については無線等でお知らせする事はかえって動揺するのではないかという考えがあったので、今回はしなかったのです。いずれにしてもよその町も話しを聞きますけど、感染者を特定するために、うわさがまん延しているということで自粛しているようであります。

だからうちとしても今回はいち早くLINE等で保育園の先生方からという形で流れた事があったが、新聞報道まで住民には知らせなかったという事ではあります。オミクロン株に関して取り扱いが変わりつつあるんですよね。だからそれらも十分注意をしながらですね、藤井議員が質問されたことについても検討していきたいと考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐々木康宏君）

その事について、南波総務課長

○総務課長（南波肇君）

先日の全員協議会の中でも濃厚接触者あるいは、感染等に関する不安が町民から出るということで、その点に関する周知があったら良いのではないかというご意見ございました。今、2月1日付けの町内会への発送文書の中にコロナウイルス感染症対策に対するまん延防止等重点措置を発出しておりますし、あるいは近くで濃厚接触者が出た場合あるいは疑いが出た場合というような内容のチラシを一枚全戸配布するように用意をしておりますので、町民の方にはそのような形で、正しい知識を出すように今、予定をしております。

○議長（佐々木康宏君）

7番 藤井議員

○7番（藤井雅仁君）

6名という感染者の数を人口比で考えて深川よりも多いという認識は町としてお持ちなんですか。それと、まん延防止の期間という事で報道では騒いでいる中で、6という情報が遅れてきている事によって、6という数字が出て2～3日後には町の施設が開放される事が無線を聞いていると理解出来ない町民がほとんどではないかと思うんです。新聞等で6人という数を見たことを考えれば、せめて無線の中で終息した話した中での開放というのが望ましいのではないかという風に考えた訳ですけども、町長の考えを伺いたいです。

○議長（佐々木康宏君）

佐野町長

○町長（佐野豊君）

遅れて報道されることから、私どもは終息したということで閉館していた施設を開けるということにしました。これからも検討していきますけど。一応知事のまん延防止の中でも都道府県をまたがる不要不急は控えてください。ただし道内であれば規制は今回はないんですよね。それともう一つは4人以内の食事についても、短時間で感染に十分に配慮してから。更にはカラオケについても十分に配慮した中で行っても良いと、今までの部分とだいぶ内容が違うと思うのですね。それで私どもは一応町内の感染者、終息したということでありますのでね。それで、あまりにも長い間、閉館していても逆に運動不足だとか、町民からも早く開けてくれだとか要望もありますので。一応26日まで閉館し27日から開館したということで理解をしていただきたいと思います。ただ永楽園だとかそういうところについては、今月いっぱい面談等をお断りするという恰好でいるんですよね。小学校も開校させていただいておりますし、保育園も今週の24日から開園をさせていただいております。

○議長（佐々木康宏君）

7番 藤井議員

○7番（藤井雅仁君）

町の公共施設が開放されることに対してダメだという話しをしている訳ではなくて、無線に一言だけでも良いので「6人と出ているけれども終息が見込まれるので」というような町民が安心できるようなことを一言付け加えていただければというお願いであります。

○議長（佐々木康宏君）

佐野町長

○町長（佐野豊君）

十分に配慮が足りなくて申し訳なく思います。この次からの無線等については十分に配慮して放送したいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木康宏君）

以上で行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議長（佐々木康宏君）

日程についてお諮りいたします。

日程第5、議案第1号から日程第7、議案第3号まで「令和3年度北竜町一般質問会計補正予算」に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (佐々木康宏君)

異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第1号「令和3年度北竜町一般会計補正予算(第9号)について」日程第6 議案第2号「令和3年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算(第5号)について」日程第7 議案第3号「令和3年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第4号)について」は、一括議題といたします。

順次理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長 (高橋利昌君)

(説明、記載省略)

○議長 (佐々木康宏君)

南波総務課長

○総務課長 (南波肇君)

(説明、記載省略)

○議長 (佐々木康宏君)

細川住民課長

○細川住民課長

(説明、記載省略)

○議長 (佐々木康宏君)

東海林永楽園園長

○東海林永楽園園長

(説明、記載省略)

○議長 (佐々木康宏君)

提案理由の説明が終わりました。

議案第1号について質疑があれば発言を願います。

6番 松永議員

○6番 (松永毅君)

10ページにあります、やわら保育園の補修工事の金額がでていますが、床下に8カ所が9カ所、三方弁が付いているはずですが、そんな設計図をこないだの全議員協議会の時に見たし、行政報告にも書いてございますが、これだけでは納得しかねるので、今後、園のいろんなところに色んな設備が付いているはずなので、そこら辺をもう少し精査しながら行政に携わっていただきたい。簡単で良いので床下9カ所かな。三方弁の浸水がなぜ起きたのかそこら辺を教えてください。

○議長 (佐々木康宏君)

奥田建設課長

○建設課長（奥田正章君）

専門的な話しになるので私の方から説明させていただきます。保育園の床下の浸水が起きまして三方弁9カ所ほど故障したという経緯ですけれども、保育園の周りなんです、一応暗渠で周りの地下水位を下げる為の暗渠を設置しているんですが、そこから抜けるだけではなく、そこで抜けきらなかった部分が周りの方に堆積した地下水位の水がですね、雨や雪等で建物の床下のコンクリートかと思うんですけれども、その隙間から浸水してその地下の中に水が堆積してしまったというような報告を受けております。

今回は、それに対応する対策として地下水位、溜まった水をポンプで外に排出するような形で対応していくと、今後、外の暗渠等は状況をみながら考えていかなければならないとは思いますが、まずは、建物の中に水が溜まらないような処理を今回の補正で行っていくというような形で進めていきたいと思います。

○議長（佐々木康宏君）

6番 松永議員

○6番（松永毅君）

ただいま建設課長の説明でわかりました。ただ今後ともあれだけ色んな施設があるので、保育園の負担にならないようにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（佐々木康宏君）

よろしいですね。他の議員質疑があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

討論を終わります。採決をいたします。

議案第1号 原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和3年度北竜町一般会計補正予算（第9号）については、原案どおり可決されました。

議案第2号について質疑があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終わります。採決をいたします。

議案第2号 原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和3年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算(第5号)については、原案どおり可決されました。

議案第3号について質疑があれば発言願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君)

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わります。採決をいたします。

議案第3号 原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和3年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第4号)については、原案どおり可決されました。

◎日程第8 発議第1号

○議長(佐々木康宏君)

日程第8 発議第1号「令和4年度の米政策に関する意見書について」を議題といたします。

本件については、朗読を省略し、提案者の説明を願います。

○4番(小松正美君)

発議第1号、令和4年度の米政策に関する意見書について。上記の議案を会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。令和4年1月28日北竜町議会議長佐々木康宏様。提出者小松正美。賛成者中村尚一議員でございます。提出先につきましては、内閣総理大臣、農林水産大臣であります。次のページをお開きください。

令和4年度の米政策に関する意見書について 現在、令和4年度農林水産予算に係る米政策については、主食用米の需給安定に向け、相当程度の作付転換が予定されております。

しかし、今般の水田活用の直接支払交付金の急激な見直しによって、生産者の中長期的な営農計画や地域の生産基盤が大きな影響を受けることが懸念されます。

つきましては、地域農業振興や生産現場の意見も踏まえた運用となるよう、下記のとおり要望いたします。記

政府においては、現在、令和4年度農林水産予算編成に伴い、水田活用の直接支払交付金を含む米政策の見直しを行っております。

北海道の各地域は昭和40年代から主食用米の生産調整に自ら取り組み、その地域の特色や

気候に合った作物を選択し作付転換を行い、主食用米の需給安定と生産者の経営安定、地域の農業生産基盤の強化に努めてまいりました。

今般の水田活用の直接支払交付金の急激な見直しは、主食用米の需給のみならず、飼料用米や小麦、大豆、牧草等といった転換作物の需給にも影響を及ぼし、営農計画や地域農業振興計画の大きな変更も迫られるなど、水田・酪畜経営へ及ぼす影響は計り知れないだけでなく、このことにより、離農が増加し農家戸数の減少、地域の崩壊に繋がりがねません。

また、交付金の対象とならない水田が発生することにより、今後の農地集積が進まず、耕作放棄地の増大に繋がり、安定的な食料供給をも脅かしかねません。

よって、今後の水田活用の直接支払交付金の詳細なルールの設定にあたっては、生産現場の意見にも配慮し十分にかつ慎重な検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位の賛同を求めるものがあります。

○議長（佐々木康宏君）

提案理由の説明が終わりました。

発議第1号について、質疑があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終わります。採択をいたします。

発議第1号 原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。よって発議第1号「令和4年度の米政策に関する意見書について」原案通り可決されました。直ちに提案通り関係省庁に対し、本意見書を送付いたします。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木康宏君）

本臨時会の会議に付された案件は全て終了いたしました。

これで、令和4年第1回北竜町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時15分

この会議録の次第は、書記杉本佳奈が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明する。地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員